

国土入企第2号

平成25年4月8日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

平成25年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成25年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入第38号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方お願いする。

技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請(概要)

平成25年3月29日
国土交通省土地・建設産業局長通知

I. 基本的認識

(現状)

- ダumping受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている。
- その結果、技能労働者の需給のひっ迫が顕在化しつつあり、入札不調が発生。

(課題)

- 労働需給のひっ迫傾向は、一時的なものではなく、構造的なもの。
- いま、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障。
- デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やす必要。

建設労働者に対する適切な賃金の支払は、建設産業全体の喫緊の課題。

II. 各団体あての要請内容

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダumping受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダumping受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注